

令和3年2月22日

各位様

千葉県森林組合南部支所  
支所長 三橋 裕

安全衛生特別教育研修の実施案内について

このことについて、下記のとおり安全衛生教育研修を実施いたしますので、参加希望がありましたら、各研修日の10日前までに別添受講申請書を提出するようご案内いたします。

1 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育

平成12年労働基準局発第66号通達

刈払機の点検、操作

開催日 令和3年4月9日(金)

会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

2 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育

平成12年労働基準局発第66号通達

刈払機の点検、操作

開催日 ~~令和3年5月11日(火)~~ 定員に達しました。

会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

3 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育

労働安全衛生規則(昭和47年労号)第36条第1項第8号該当

開催日 ~~令和3年5月17日(月)～19日(水)~~ 定員に達しました。

会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

4 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育

平成12年労働基準局発第66号通達

刈払機の点検、操作

開催日 ~~令和3年6月10日(木)~~ 定員に達しました。

会場 千葉県林業サービスセンター

- 5 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当  
開催日 ~~令和 3 年 6 月 16 日（水）～18 日（金）~~ 定員に達しました。  
会 場 千葉県林業サービスセンター
- 6 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育  
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達  
刈払機の点検、操作  
開催日 ~~令和 3 年 7 月 5 日（月）~~ 定員に達しました。  
会 場 千葉県林業サービスセンター
- 7 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育  
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達  
刈払機の点検、操作  
開催日 ~~令和 3 年 8 月 2 日（月）~~ 定員に達しました。  
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 8 車両系木材伐出機械等特別教育（走行系）  
労働安全衛生規則第 36 条第 6 項の 23 同条 7 号の 2  
（平 2 5 告示第 1 2 5 号）  
開催日 ~~令和 3 年 8 月 24 日（火）～25（水）~~ 定員に達しました。  
会 場 千葉県林業サービスセンター

臨時講習会 チェンソー講習補講Ⅰ（2,5 時間コース）  
旧安衛則第 36 条第 8 号の修了者を対象とした補講  
開催日 令和 3 年 9 月 8 日（水）  
会 場 千葉県林業サービスセンター（定員 20 名）

- 9 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当  
開催日 ~~令和 3 年 9 月 6 日（月）～8 日（水）~~ 定員に達しました。  
会 場 千葉県林業サービスセンター

- 10 車両系建設機械 3 t 未満特別教育  
労働安全衛生規則第 36 条第 1 項第 9 号  
開催日 ~~令和 3 年 9 月 16 (木) ~ 17 日 (金)~~ 定員に達しました。  
会 場 千葉県林業サービスセンター (学科)  
植畑研修センター (実技)
- 11 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育  
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達  
刈払機の点検、操作  
開催日 令和 3 年 9 月 24 日 (金)  
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 12 機械集材装置の運転業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則 (昭和 47 年労号) 第 36 条第 1 項第 7 号該当  
開催日 ~~令和 3 年 10 月 14 (木) ~ 15 日 (金)~~ 定員に達しました。  
会 場 千葉県林業サービスセンター
- 13 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育  
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達  
刈払機の点検、操作  
~~開催日 令和 3 年 11 月 5 日 (金)~~ 定員に達しました。  
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 14 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則 (昭和 47 年労号) 第 36 条第 1 項第 8 号該当  
開催日 ~~令和 3 年 11 月 15 日 (月) ~ 17 日 (水)~~ 定員に達しました。  
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 15 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則 (昭和 47 年労号) 第 36 条第 1 項第 8 号該当  
開催日 ~~令和 3 年 12 月 13 日 (月) ~ 15 日 (水)~~ 定員に達しました。  
会 場 千葉県林業サービスセンター

- 16 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当  
開催日 ~~令和 4 年 1 月 17 日（月）～ 19 日（水）~~ 定員に達しました。  
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 17 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育  
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達  
刈払機の点検、操作  
開催日 令和 4 年 2 月 4 日（金）  
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

- 18 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当  
開催日 ~~令和 4 年 2 月 21 日（月）～ 23 日（水）~~ 定員に達しました。  
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

- 19 車両系木材伐出機械等特別教育（伐木系）  
労働安全衛生規則第 36 条第 6 項の 23 同条 6 号の 2  
（平 2 5 告示第 1 2 5 号）  
開催日 ~~令和 4 年 3 月 1 日（火）～ 2（火）~~ 定員に達しました。  
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

- 20 車両系建設機械 3 t 未満特別教育  
労働安全衛生規則第 36 条第 1 項第 9 号  
開催日 令和 4 年 3 月 17（木）～ 18 日（金）  
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

※研修申込用紙については、研修 10 日前までに下記申込先住所までお送り下さい。

※チェンソー、刈払機講習については、上記研修日程以外についてもご相談下さい。

また、出張講習については、チェンソー 10 名以上、刈払機 5 名以上であれば実施いたします。

但し、交通費別途 南部支所～現地までの往復距離×30 円、及び有料道路利用の場合は実費請求させていただきます。

（土日、祝日の場合 1 日につき 10,000 円を負担していただきます。）

※NPO 団体等に対してのチェンソー、刈払機等安全講習会も実施しており

ますのでご相談下さい。

申請費用	(研修費 1 週間前までに下記振り込みください)		
チェンソー特別教育	22,000 円	(林災防 会員	20,000)
刈払機	10,800 円	( 〃	9,800 円)
機械集材装置	30,000 円	( 〃	28,000 円)
車両系建設機械	10,000 円		
車両系木材伐出機械	37,000 円	( 〃	35,000 円)
	(走行系)		

振込先 受講料振込先

振込先 : 君津市農業協同組合 清和支店

口座番号 : 普通 1623305

口座名義 : 千葉県森林組合 南部支所

※申し込み先と研修場所が異なりますので確認をお願いします。

研修場所は、2 会場ありますので確認願います。

1 会場 千葉県林業サービスセンター

住所 富津市宝竜寺 11

2 会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

住所 君津市植畑 632

申込先

千葉県森林組合 南部支所 担当 木村、小林、右近

住所 君津市西栗倉 135 Tel 0439-37-2004 FAX 0439-37-2007